

平成18年11月教育委員会定例会会議録

報告事項

報 第11号 和歌山県教育委員会表彰規程の一部改正について

中村総務課長から、教育研究奨励賞がきのくに教育賞に名称変更することに伴い、規程に所要の改正を加えた旨の説明があり、報告のとおり了承された。

報 第12号 教職員の処分について

岸田県立学校課長から、養護学校教諭及び同校校長の処分について報告があった。飲酒運転根絶に向けた取組を進めている最中の非違行為であることなどを踏まえ、厳正な処分を行った旨の説明があり、報告のとおり了承された。

付議事項

議案第36号 「懲戒処分の指針」の改正（案）について

総務課長から、教職員の飲酒運転の根絶を図るため、飲酒運転に係る懲戒処分の標準例を変更したい旨の説明があった。変更の概要は、人身事故以外の酒酔い運転が「免職又は停職4月以上」となっているのを「免職又は停職6月」に、人身事故以外の酒気帯び運転が「停職3月以上」となっているのを、「免職又は停職4月以上」に変更し、飲酒運転の同乗、容認等に対する処分に「免職」を含めるというものである。委員からは、厳罰化の目的はあくまで飲酒運転をしない、させないことにあるため、変更内容を周知徹底し、さらに研修等を充実させていくようにとの意見が出された。以上の審議の結果、原案のとおり決定した。